

# 「放課後子どもプラン」について

## 【基本的考え方】

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化(放課後子どもプラン推進事業)し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

## 「放課後子どもプラン」の平成19年度予算のポイント

### 「放課後子どもプラン推進事業」

#### 「放課後子ども教室推進事業」(新規)

【予算額:68.2億円 か所数:1万か所】

- ▼ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の取組を推進する。

- 地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3ヵ年計画)の取組を踏まえた事業の拡充(委託事業→補助事業へ)

- 学習支援の充実

学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実

- 次年度からの取組支援

- 放課後子ども教室を設置する際の備品購入費補助の創設

#### 「放課後児童健全育成事業」の拡充

【予算額:158.5億円 か所数:2万か所】

- ▼ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条の2第2項に規定)

- 基準開設日数(250日)の設定

- 必要な開設日数の確保

- 適正な人数規模への移行促進

- 新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増

- 既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助の創設